

1. 議事日程（平成28年第2回北広島町議会定例会）

平成28年6月10日
午前10時開会
於 議 場

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第2 | | 会期の決定について |
| 日程第3 | | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 報告第7号 | 平成27年度繰越明許費について
(一般会計) |
| 日程第5 | 報告第8号 | 専決処分の報告について
(町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて) |
| 日程第6 | 報告第9号 | 放棄した債権の報告について |
| 日程第7 | 承認第2号 | 専決処分の承認を求めることについて
(北広島町一般会計補正予算第6号) |
| 日程第8 | 承認第3号 | 専決処分の承認を求めることについて
(北広島町税条例等の一部を改正する条例) |
| 日程第9 | 承認第4号 | 専決処分の承認を求めることについて
(北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例) |
| 日程第10 | 承認第5号 | 専決処分の承認を求めることについて
(北広島町豊平病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例) |
| 日程第11 | 議案第55号 | 北広島町中小企業・小規模企業振興基本条例 |
| 日程第12 | 議案第56号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第13 | 議案第57号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第14 | 議案第58号 | 北広島町情報通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第15 | 議案第59号 | 北広島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第16 | 議案第60号 | 千代田開発センターの設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第17 | 議案第61号 | 北広島町コミュニティ施設設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第18 | 議案第62号 | 指定管理者の指定について |
| 日程第19 | 議案第63号 | 訴えの提起について |
| 日程第20 | 議案第64号 | 財産の処分について |
| 日程第21 | 議案第65号 | 財産の取得について |
| 日程第22 | 議案第66号 | 平成28年度北広島町一般会計補正予算(第1号) |
| 日程第23 | 議案第67号 | 平成28年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第24 | 議案第68号 | 平成28年度北広島町介護保険特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第25 | 議案第69号 | 平成28年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第26 | 議案第70号 | 平成28年度北広島町豊平病院事業会計補正予算(第1号) |

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 真 倉 和 之	2 番 中 田 節 雄	3 番 久 茂 谷 美 保 之
4 番 藤 堂 修 壮	5 番 梅 尾 泰 文	6 番 森 脇 誠 悟
7 番 柿 原 徳 則	8 番 室 坂 光 治	9 番 中 村 勝 義
10 番 伊 藤 久 幸	11 番 浜 田 芳 晴	12 番 藤 井 勝 丸
13 番 蔵 升 芳 信	14 番 田 村 忠 紘	15 番 美 濃 孝 二
16 番 大 林 正 行	17 番 宮 本 裕 之	

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 箕 野 博 司	副 町 長 空 田 賢 治	教 育 長 池 田 庄 策
芸北支所長 成 瀬 哲 彦	大朝支所長 清 水 繁 昭	豊平支所長 多 川 信 之
危機管理監 五 反 田 孝	総務課長 古 川 達 也	財政課長 信 上 英 昭
企画課長 畑 田 正 法	税務課長 西 村 豊	福祉課長 清 見 宣 正
保健課長 福 田 さ ち え	農林課長 藤 浦 直 人	商工観光課長補佐 沼 田 真 路
建設課長 砂 田 寿 紀	町民課長 坂 本 伸 次	上下水道課長 浅 黄 隆 文
消 防 長 田 辺 弘 司	学校教育課長 石 坪 隆 雄	生涯学習課長 佐々木 直 彦
会計管理者 畑 田 朱 美	国土調査事務所長 林 秀 治	

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 松 浦 誠 議会事務局 田 辺 五 月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） おはようございます。先の議会運営委員会において、省エネ節電対策の取り組みの一環として、本会議においても服装をクールビズに努めることといたしました。暑い方は上着をとっても結構でございます。皆さまのご理解ご協力をよろしくお願いいたします。ただいまの出席議員は18名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第2回北広島町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（加計雅章） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、久茂谷議員、4番、藤堂議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定について

- 議長（加計雅章） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日より6月21日までの12日間をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。従って、本定例会の会期は、本日から6月21日までの12日間と決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

- 議長（加計雅章） 日程第3、諸般の報告をいたします。議長報告は、配付しておりますとおりでありますが、その中から若干報告を申し上げます。5月1日には、千代田開発センターリニューアルオープン事業として、能と神楽の出会い、伝統を創る、が行われました。5月20日には、北広島町商工会合併10周年記念式典が広島北ホテルで開催されました。平成19年4月に、歴史ある芸北町、大朝町、千代田町及び豊平町の各4商工会が合併され、以来、一貫として地域の総合経済団体として、地域中小企業の振興発展並びに地域経済の活性化に多大な貢献をいただいているところであります。5月30日、31日に東京の中野サンプラザホールで、これからの町村議会を考える、という主題で、平成28年度町村議会議長・副議長研修会が開催され、真倉副議長と出席をいたしました。地方議会の役割と改革の行方、住民自治の根幹をなす議会の策動、と題した江藤俊昭山梨学院大学大学院教授の基調講演などがあり、フリーキャスターの伊藤聡子さんが、地域活性化が日本の元気を取り戻す、橋本五郎読売新聞社特別編集委員が、今後の政局、政治の動きを読む、として題して講演が行われました。6月1日には、広島市文化交流会館で、広島県内陸部振興対策協議会第50回通常総会が行われ、平成27年度会務報告及び決算並びに平成28年度活動方針、事業計画及び予算等が議決されております。これは、私の代理で真倉副議長に出席をいただいていたところであります。以上で、議長報告を終わります。次に、本定例会までに受理した請願・陳情は、別紙、請願・陳情受付簿のとおりです。会議規則第92条の規定により、所管の常任委員会に付託をいたします。次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書が提出されております。お手元に配付したとおりです。朗読は省略いたします。以上で、議長からの諸般の報告を終わ

ります。次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。箕野町長。

○町長（箕野博司） 行政報告の前に、6月議会定例会の開会に当たりまして、まず、新聞報道にありました、補助金及び公金の支払い遅延の事案につきまして、町民の皆様にご迷惑をおかけしましたことお詫び申し上げます。関係法令に沿った事務処理が的確に行われていなかったことや、事務が担当者任せで、組織として進行管理ができていなかったことなどが問題点であると考えております。今後は、同様の事案を二度と発生させないよう、事務事業の改善を図り、組織としての取り組みの中で、緊張感を持ち、事務執行に当たってまいります。まことに申しわけありませんでした。それでは、行政報告に移らせていただきます。3ページ、危機管理監の関係でございます。自主防災組織でありますけれども、この自主防災組織が新しく5組織設立をされ、今、50組織となりました。行政区での組織率でいきますと70.3%となりました。これからも皆様のご理解を得ながら、この自主防災組織100%を目指してまいりたいと考えておりますので、どうぞご協力のほどよろしく願いをいたします。次に、企画課関係、5ページでございます。定住促進の取り組みとして、空き家情報バンク、平成27年度の成約件数が20件ということになりました。今年度は5月12日までで6件の成約という状況でございます。また、住宅建築補助事業でありますけれども、平成27年度の交付実績が58件、金額のほう約1900万円という実績となりました。それから6ページのほうお願いします。ふるさと寄附金でありますけれども、平成27年度の実績であります、603件、金額にして約3670万円という結果となりました。今年度は、5月12日現在で49件、304万円というところであります。今後ともご協力をお願いしていこうと考えておるところでございます。次に、7ページをお願いします。集落対策ということで、今年度から地域おこし協力隊3名、緑のふるさと協力隊1名という体制で、地域づくり、地域の活性化に地域へ入って頑張ってもらっているところであります。長期総合計画につきましては、第2回の北広島町まちづくり総合委員会を3月に、第3回の会議を4月に、第4回の会議を5月に、それぞれ開催をして検討いただいているところであります。8ページ、町民課の関係でございます。資源ごみリサイクル町民総ぐるみ運動ということで、平成27年度の実績重量でありますけれども、約42万3000キロという実績になりました。今後とも資源ごみのリサイクル運動進めてまいりますので、ご理解、ご協力のほどよろしく願いをいたします。それから11ページ、福祉課の関係でございます。ブックスタート事業というものを新しく始めております。これは赤ちゃんに絵本を贈ることで、絵本を介した親子のふれあいのきっかけづくりのため、今年度から開始をしたものでございます。13ページ、保健課の関係でございます。元気づくり推進事業、集会所コース、元気リーダーコース、合わせて現在33会場で、週2回取り組みを行っていただいております。農林課関係、16ページをお願いします。平成27年度の経営所得安定対策ということで、交付金額約3億9200万ということでございます。それから平成27年度の多面的機能支払交付金ということでもありますけれども、新たに2組織が設立をされ、65組織が取り組んでいただいたということでもあります、交付金額合計が約1億1000万円という結果になっております。17ページをお願いします。新規就農総合対策事業ということで、平成26年度認定の研修生3名が2年間の研修を終了し、就農いたしました。それぞれの分野で頑張ってくれておるところであります。商工観光課関係、18ページをお願いします。企業誘致対策事業ということで、千代田工業流通団地、最後に残っておりましたN区画が売買契約が成立したということで、分譲率が100%、全て完売になったということでございます。1

9ページ、北広島町農山村体験推進事業であります。修学旅行の受け入れが5月に2校、6月に1校済んでおりました。現在のところ、3校の修学旅行の受け入れが終了したというところでございます。20ページ、千代田開発センターリニューアルオープン事業ということで、能と神楽の出会い、伝統を創る、ということで開催をさせていただきました。来場者数が525名ということで、たくさんの方に来ていただきました。今後とも、この開発センターを起点にいろんな文化の交流拠点にしていきたいと思っております。それから広域観光連携事業ということで、毛利氏関連、安芸高田市、三原市、北広島町、この3市町で、三本の矢の訓協定ということで、協定をし、広域の観光を取り組んでいこうということで進めておるところであります。また、浜田市と北広島町での連携事業ということで、浜田市、北広島町の24カ所の観光スポットをめぐっていただくということで、写真を撮って応募してもらおうというものであります。6月から開始をしております。期間は8月までということとしております。それから21ページ、建設課の関係でありますけれども、空き家対策ということで、空き家対策協議会を2月、5月にそれぞれ開催をし、協議をいただいております。それから広域営農団地農道、広域農道でありますけれども、3月29日に、芸北溝口地区と豊平琴庄地区開通をいたしました。今後ともこの道を使用して、いろいろ経済効果が上がっていくことを期待をしております。私からは以上でございます。教育委員会関係は教育長より報告をいたします。

○議長（加計雅章） 教育長。

○教育長（池田庄策） 教育行政の報告を申し上げます。25ページをお開きください。まず、学校教育課でございますが、学校教育活動といたしまして、そこに書いておりますように、4月の19日に全国学力・学習状況調査、いわゆる全国学テといわれるものが実施をされております。また、6月7日に、広島県基礎・基本定着状況調査も実施をいたしました。次に、芸北小学校スキー事故検証委員会でございますが、5月16日に第1回の検証委員会が開催をされまして、委員長に東京女子体育大学戸田教授、副委員長に福井大学水沢教授が選出をされております。夢まなびプラン、安全・安心な学校施設でございますが、芸北中学校建築に伴う防球ネットの工事を4月28日から6月10日の予定で行っております。次に、生涯学習課でございますが、3月13日に壬生の花田植調査事業報告交流会を行いまして、50名の参加でございます。広域農道、先ほど町長からもありましたが、3月27日に、あるけ・ルンデ、といたしまして、ウォーキングイベントを開催をいたしました。参加者は315名でございました。また、下にまいりまして、名勝庭園鑑賞会、4月24日に行いまして、参加者は230名でございました。最後になりますが、チャレンジデー2016、開催日は5月25日、対戦相手は秋田県三種町でございまして、対戦結果につきましては、相手方が48.0%、北広島町が48.8%というところで勝利をいたしました。教育委員会からは以上でございます。

○議長（加計雅章） 以上で、町長及び教育長の行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 報告第7号 平成27年度繰越明許費についてから

日程第6 報告第9号 放棄した債権の報告について

- 議長（加計雅章） 日程第4、報告第7号、平成27年度繰越明許費についてから、日程第6、報告第9号、放棄した債権の報告についてまでの3件の報告を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、報告第7号から報告第9号につきまして、一括して概要を申し上げます。議案集の1ページをお願いします。報告第7号 平成27年度の繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項に定めるところにより報告するものです。先の3月定例議会において、議案第29号、平成27年度北広島町一般会計補正予算第5号で議決をいただきました繰越明許費につきまして調整を行った結果を報告するものです。2ページをお願いします。報告第8号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。4ページをお願いします。報告第9号、放棄した債権の報告について。北広島町債権管理条例第14条第1項の規定により、町の非強制徴収債権について放棄したので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。詳細については、各担当から説明をいたします。
- 議長（加計雅章） 財政課長。
- 財政課長（信上英昭） それでは、報告第7号、平成27年度一般会計に係る繰越明許費につきまして、財政課のほうから報告をさせていただきます。議案書は1ページをお願いいたします。年度内に支出が完了しない経費につきまして、平成28年度に繰り越しをした額を報告をさせていただきます。2款総務費総務管理費、地域集会所管理、戸谷基幹集会所設計委託料317万5200円を、一般企画事業第2次長期総合計画策定事業1117万7000円、同じく電子計算組織管理運営事業、自治体情報システムセキュリティ対策事業1億828万円を、同じく、新規定住促進事業、お試し住宅整備事業につきましては、3月補正において、限度額1650万円を計上してございましたけれども、補助金の関係により繰り越しはしてございません。次に、3款民生費、社会福祉費、臨時福祉給付金支給事業7908万7000円を、4款衛生費、保健衛生費、生活衛生管理事業、環境保健計画策定料321万7000円を、次に、6款農林水産業費、農業費、農業基盤整備事業、芸北広域農道県営事業負担金1000万円を、次に8款土木費、住宅費、住宅管理事業220万円を、同じく砂防費、急傾斜地崩壊対策事業、県営事業負担金50万円を、次に10款教育費、教育総務費、小中一貫教育推進事業25万5000円、各種学校費56万円を、ふるさと夢プロジェクト事業137万2000円を、中学校費、中学校管理事業、千代田中学校耐震補強工事493万4400円を、同じく社会教育費、収蔵庫等管理運営事業、山麓庵屋根ふきかえ事業につきましては、補助金の関係により、今回の6月補正に改めて計上させていただいたため繰り越しのほうはしてございません。同じく保健体育費、保健体育施設管理事業、大朝町民体育館耐震診断委託料246万2400円を、豊平運動公園運営事業電気設備改修事業204万7468円を、以上、合計14事業で2億2926万3508円でございます。以上で、平成27年度繰越明許費の報告を終わります。
- 議長（加計雅章） 建設課長。
- 建設課長（砂田寿紀） 報告第8号、専決処分の報告について、建設課からご説明申し上げます。議案書は、2ページから3ページでございます。報告第8号は、和解及び損害賠償の額についての専決処分の報告でございます。和解及び損害賠償の額が50万円以下の場合には、町長専決処分についての指定、第2及び第3項で、町長において専決処分の委任がされております。地方自治法第180条第1項の規定により、議案書3ページ、専決処分第6号のとおり、平成

28年3月25日専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。続きまして、専決処分について説明させていただきます。議案書は3ページでございます。項目1、相手方の住所及び氏名は記載のとおりでございます。項目2、事故の概要は、平成28年3月1日午後10時55分ごろ、町道船峠線を志路原方面に向かって走行中、北広島町志路原76番地7付近の道路の陥没箇所にはまり、左側後方のタイヤがパンクしたものでございます。項目3、和解内容は、1、町は相手方に対し、損害賠償として9040円の支払い義務があることを認め、これを支払う。2、町及び相手方は、今後一切、本件請求原因事項に関して、何らか債権債務を有しないことを確認する。以上、2項目でございます。項目4、損害賠償額は9040円で、内訳は、タイヤ修繕費でございます。専決処分の報告は以上でございます。

○議長（加計雅章） 税務課長。

○税務課長（西村 豊） 議案集の4ページをお願いいたします。報告第9号の放棄した債権につきまして、債権の所管が複数の課にわたりますので、税務課からご説明をいたします。放棄いたしました債権は、水道料金、簡易水道料金、住宅新築資金貸付金、結婚支度資金貸付金、町営住宅使用料、町有千代田住宅使用料、きたひろネット利用料の7債権で、時効期間が既に経過しており、債務者の所在不明や破産による免責が決定されたなどの理由により、時効の援用の見込みがない債権でございます。具体には、次の5ページの表をお願いいたします。債権別に対象者数と債権額を報告申し上げます。まず、水道料金の対象者は6名で、債権合計6万6992円、簡易水道料金の対象者は3名で、債権合計14万7930円、住宅新築資金等貸付金の対象者は2名で、債権合計39万7605円、結婚支度金貸付金の対象者は1名で、12万200円、町営住宅使用料の対象者は1名で、36万4470円、町有千代田住宅使用料の対象者は1名で、37万9000円、きたひろネット利用料の対象者は3名で、債権合計3万2842円でございます。以上、放棄した債権は7債権、総額150万9039円でございます。

○議長（加計雅章） 以上で報告を終わります。2番、中田議員。

○2番（中田節雄） 専決処分の第6号についてお聞きしてみるわけですが、この町道船峠線につきましては、以前にも何件か事故があったように記憶しておるんですが、これについて、事故はないほうがいいわけですが、道路ですから、どこかが傷んでくるということはいたし方ないわけですが、それにしても道路パトロール、このことについて、全町くまなくパトロールすることは困難でありますけども、職員の方とか、あるいは地域住民の方に情報提供を呼びかける等、早期発見をしながら修復をしていくという作業ができないものかどうか、その点についてお伺いいたします。

○議長（加計雅章） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） この案件につきましては、冬期ということもありまして、なかなか発見ができなかったということが一つあります。積雪がありまして、ちょうど融け始めたところということでございました。それから、道路異常箇所の発見ということでございますが、実は、本年の5月に郵便局と点検の協定を締結いたしました。これで一応郵便局の配達員の方からの情報を随時いただくということ、それから日ごろ職員には点検を兼ねて通勤、それから職務で、異常がある場合のところの報告ということでお願いをしておるところでございます。

○議長（加計雅章） 中田議員。

○2番（中田節雄） そういう方法をとられるということで、こういったことを少なくするという

方向はわかりますが、今までにそうした郵便局の配達員の方、それとか職員の方からの情報提供はどのくらいあったのかお伺いします。

○議長（加計雅章） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 郵便局の協定につきましては、5月の二十何日だったかとは思いますが、まだ、うちのほうへは報告が届いておりません。まだ実績はございません。それから職員のほうも、一番多いのは職員ではなく、やはり地元の方からの陥没等の報告というのがありますので、その件数とかは今ちょっと資料がありませんので、お答えできません。

○議長（加計雅章） 中田議員。

○2番（中田節雄） こうした事故がやはり年間に何件か専決処分で上がってきてまいります。金額的にはそう大したことはないわけでありますが、やはり事故を起こされたということについて、あまりいい気持ちはしない。やはり管理責任を問われてくるわけでありますけども、地域住民の方、郵便局、職員には、そのことは徹底しておるんだろうと思いますが、行政区長さんを通じて地域住民の方に依頼をして、早期発見をして道路を快適なドライビングをしていただくということが大切だろうと思うわけでありますが、そうした、もっと情報提供の範囲を呼びかけていくつもりはありますか。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 質疑は認められておりますでしょうか。

○議長（加計雅章） 認めてます。

○15番（美濃孝二） それでは、他の案件についても、質疑はここでやっていいわけですね。

○議長（加計雅章） いいです。建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 大体皆さんが通られる道ということなんで、日ごろ地域の方も、やはりそういう目で見ているとは思いますが、広報等でも、また案内のほうはさせていただきたいと思えます。

○議長（加計雅章） 真倉議員。

○1番（真倉和之） ただいまに関連して言いますが、8号、9号についてお聞きしてみたいと思えますが、8号につきましては、地域的に固定してはおらんかと。道路の陥没の事故。これについても、もう少しよく中身を分析していただいて、ある特定の地域がこういうことが、報告がよう出てくるような気がします。これについて、その地域がどういう対応されておるのかということについても聞いてみたいと思えますし、報告第9号、債権の問題であります。これにつきましては、縷々、ここへありますが、債権放棄については、町長の権限でできるのは50万円以下であるということでありまして、これについて、いろいろ古いのがあるのにたまげたんですが、特にこの中で私が聞きたいのは、簡易水道の10万231円、それから住宅新築貸付金、これが2口ほどありますが、これについては抵当権の設定がしてあり、保証人がおるはずなんです。これについてはどういう対応されて、債権放棄されるのかということを知りたい。それと町営住宅の使用料、これも大きな金額があります。これについては条例のとおりにしていけばこういう問題出てこんど私は思うんですが、その点についてお聞きしたいというように思えますし、きたひろネットに至っては、最近のことではありますが、何でこういうことが発生してくるのか。もう少し対応の仕方があるんじゃないかについてお聞きをしてみたいと思えます。

○議長（加計雅章） 建設課長。

- 建設課長（砂田寿紀） それでは道路の管理のほうから、先にお答えをさせていただきたいと思
います。地域的なものの偏りとかいうことがあるのではないかとということでございますが、こ
れまで年間、たしか私の記憶の範囲では、3件前後の報告をさせていただいてきたような覚え
があります。特に地域、地域というのは旧町のことですが、そこで、その対応にいろいろ差が
あるということは思っておりませんが、やはり道路の状況というのがかなり悪いのが多いとこ
ろもあります。それを踏まえて、それぞれ各支所、もしくは本庁で修繕のほう積極的にはやっ
ておるつもりではございますが、なかなかそれが追いついていないというような状況が
あります。そういった意味もありまして、今回、未然防止ということで、情報の提供という
ところにより力を入れていこうということで、郵便局とも協定はさせていただいたようなこと
でございまして。今後も事故防止については早目の修繕、早目の発見ということで取り組んでま
いりたいと思います。
- 議長（加計雅章） 上下水道課長。
- 上下水道課長（浅黄隆文） 報告第9号、簡易水道料金の放棄10万231円の件でございまして。
この方については、可部簡易裁判所に支払督促の申し立てを行い、強制徴収に必要な債務名義
を取得しておりますが、営業を廃業されており、現在収入もなく、財産もなく、いたし方な
く債権放棄をしたものでございまして。以上です。
- 議長（加計雅章） 町民課長。
- 町民課長（坂本伸次） 住宅新築資金貸付金の件でございまして、2件ほど上げさせていただ
いておりますが、いずれも行方不明、または自己破産等、免責の確認をした上で、時効の発生と
いうことでの不納欠損となっております。また保証人につきましても、追跡調査したところ、
中に死亡、また行方不明という状況がございまして、そういった状況がございましての不納欠
損処分とさせていただきます。
- 議長（加計雅章） 建設課長。
- 建設課長（砂田寿紀） 町営住宅の使用料でございまして、1名で、36万4470円というお
金でございまして、平成8年から平成11年度という、ちょっと古いということでござい
ますが、これは、これまで誓約納付ということで、できる限り納めていただいております。しか
し生活保護の受給者ということがありまして、債権管理条例の中の生活保護世帯の部分におき
まして執行停止ということを昨年度させていただきますと、今回、債権放棄というような形を
とらせていただいております。
- 議長（加計雅章） 総務課長。
- 総務課長（古川達也） きたひろネットの利用料につきましても、申し訳ございません。詳細に
ついて、今、資料持ち合わせておりませんので、後日答弁をさせていただきます。
- 議長（加計雅章） 真倉議員。
- 1番（真倉和之） 縷々説明をいただきましたが、簡易水道料金にしてもとめることはできま
すね。それと同時に住宅新築資金につきましても、これは死亡したと言われますが、死亡したら
相続人がおるでしょ。債権債務は相続するようになっておりますので、そのことへどう対応さ
れたのか、ちょっとこの件に対しては非常に甘いような気がするんです。行政の対応が。これ
について、しっかり対応を今後もしていただきたいと思います。それから保証人もおられるはずなん
です。そこらの対応が今までしてない。これは抵当権の設定順位は、恐らく3番以降だろうと思
うんです。旧千代田町の条例を見ますと、条例の中へ優良な順位をとると書いてあるんです。

そこらをもう少し、あなた方は執行側ですから、執行権持っておられるわけですから、それ相当の対応をしていただきたいと思いますのと同時に、町営住宅につきましては、敷金はどうかされたんですか。敷金をもらった分は、この中に入れることはできるでしょ。3カ月もろうようになっていますが、ここらが条例に対しての対応をどうされているのかということが、私はどうも内部的に見て、我が腹が痛むんじゃないから、甘いという感じがしますが、再度答弁をお願いいたします。

○議長（加計雅章） 上下水道課長。

○上下水道課長（浅黄隆文） 簡易水道料金の債権放棄でございますが、この方の債権は、平成22年、23年、この2カ年でございます。現在は給水を行っていない地域でお暮らしであります。水をとめるという、過去の債権ですので、そのような対応はできませんでした。法的手段をとりましたが、本人に財産がない、収入がないということで、回収不能ということで、債権放棄をさせていただきました。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 住宅新築資金貸付金の件でございます。引き続き追跡等調査進めて、処分等検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（加計雅章） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 町営住宅の敷金の関係でございますが、まだ入居中でございます。まだ、敷金のほうは、それに充当するという事は、ちょっと今考えておりません。

○議長（加計雅章） 以上で、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 7 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてから

日程第10 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（加計雅章） 日程第7、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてから、日程第10、承認第5号、専決処分の承認を求めることについてまでの4件を一括議題とします。以上4件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは承認第2号から承認第5号について、一括して概要を申し上げます。議案集の6ページをお願いします。承認第2号、専決処分の承認を求めることにつきましては、平成27年度北広島町一般会計補正予算第6号について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。8ページをお願いします。承認第3号、専決処分の承認を求めることにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、北広島町税条例等の一部を改正する条例について、専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。47ページをお願いします。承認第4号、専決処分の承認を求めることにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものです。次に、51ページをお願いします。承認第5号、専決処分の承認を求めることにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、北広島町豊平病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する

条例について専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものです。以上、詳細については、各担当から説明いたします。

○議長（加計雅章） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） それでは承認第2号、専決処分の承認を求めることにつきまして、財政課のほうからご説明を申し上げます。別冊の平成27年度予算書、一般会計予算補正第6号をご覧ください。今回の補正におきましては、既定の歳入歳出予算の総額に変更はございませんが、歳入予算につきまして、国庫支出金、基金繰入金及び町債を所要の調整をしたものでございます。歳入、事項別明細書1・2ページをお願いいたします。平成27年度に事業実施いたしました豊平中学校屋内運動場新築事業につきまして、総事業費3億8690万4000円のうち、この財源であります教育費国庫補助金である学校施設環境改善交付金を2346万4000円の増額、また、町債が2000万円の増額となり、その結果、合計4346万4000円が余裕財源となりますので、過疎地域自立促進基金繰入金、いわゆる過疎ソフト基金を同額の減額補正をお願いするものでございます。なお、第2表に地方債補正を計上しており、合計2000万円の増額で、内訳は、全国防災事業債が2100万円の増額、一方で、過疎対策事業債は100万円の減額補正をしております。以上で、財政課からの説明を終わります。ご承認のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（加計雅章） 税務課長。

○税務課長（西村 豊） 承認第3号の北広島町税条例の一部改正の内容につきまして、税務課からご説明をいたします。本改正は、平成28年3月31日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律に基づく改正でございます。この法律改正は、平成29年4月に消費税が8%から10%に引き上げられることを前提に実施が決められていたものが中にあります。ところが先般、政府は、平成29年4月に予定されていた消費税の引き上げを平成31年10月に延期することを表明し、この影響は、このたびの税制改正に及ぶ可能性があり、今後の動きを注視する必要があります。それでは、このたびの条例改正の内容についてご説明をいたします。議案集は8ページからとなっておりますが、お配りしておりますお手元の資料により、各条文が規定する内容について説明をさせていただきます。税務課の資料をご覧ください。こちらの資料でございますが、番号、改正条、改正の概要、そして議案集のページ、下のほうに施行期日を載せております。まず、1番の第34条の4、法人税率の改正についてです。こちらは、施行日が29年4月1日からとなっておりますが、現行の法人税率が9.7%でございますが、こちらを6%、3.7%減にするものでございます。この改正は、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人税割の税率を引き下げる、そして地方法人税、これは国税になりますが、この税率を引き上げ、その税込額を交付税及び譲与税配布金特別会計に直接繰り入れ、地方交付税の原資とすることに伴う規定の整備でございます。2番、附則第6条です。こちらは特定一般用医薬品、いわゆるスイッチOTC薬の購入費用、こちらを年間10万円を限度として控除する制度を導入するものでございます。具体的には29年1月1日以降33年12月31日までの間に購入された医薬品についての控除を適用するものでございます。3番につきましては、わがまち特例の規定の追加、4番につきましては、省エネ改修工事について、固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の内容の規定の整備です。5番、附則第16条についてですが、軽自動車税の種別割の税率の特例、こちらにつきましては、種別割のグリーン化特例ということで、昨年もありましたけど、こちらを1年

延長するものでございます。また、軽自動車税に種別割が導入されることに伴いまして、種別割に名称変更するというところの規定の整備でございます。その他の改正事項につきまして、右のページに載せておりますが、こちらも主に軽自動車税の種別割に名称変更することの字句の整備、また最高裁の判決を踏まえ、延滞金の計算期間の見直しに関する所要の整備、その他の法令に関する改正の整備でございます。以上が北広島町税条例の一部改正についての内容についてでございます。よろしくお願いたします。続きまして、承認第4号の北広島町国民健康保険税条例の一部改正の内容につきましてご説明をいたします。本改正につきましても、平成28年3月31日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律に基づく改正でございます。議案集は47ページからとなっておりますが、引き続きお配りしておりますお手元の資料により説明をさせていただきます。資料の右側をご覧ください。こちらも1番と2番を上げております。1番、第2条、課税額、課税限度額の引き上げでございます。医療給付費分を52万円から54万円、後期高齢者支援金分を17万円から19万円、介護納付金分につきましては変更がありません。合計しまして85万円の限度額を89万円に引き上げるものでございます。2番、第23条、国民健康保険税の減額についてでございます。5割軽減の対象となる軽減判定所得の算定において被保険者数の数に乗すべき金額を26万円から26万5000円に引き上げるものでございます。また、2割軽減の対象となる軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を47万円から48万円に引き上げるものでございます。改正の内容につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（加計雅章） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 承認第5号の北広島町豊平病院事業の設置等に関する条例の一部改正の内容につきまして、保健課からご説明いたします。議案集の52ページをご覧ください。本改正は、北広島町豊平病院事業の設置等に関する条例に国民健康保険法第82条第1項及び地方公営企業法第4条の規定の分を加えさせていただくためのものでございます。北広島町豊平病院は町立病院であり、かつ国民健康保険の保険者としての町が設置する施設でもあります。つまり、地方自治法と国民健康保険法の2つの法律が適用される病院です。病院事業会計につきましては、地方公営企業法が適用されます。そのため指定管理者制度に移行した際の北広島町豊平病院事業の設置等に関する条例に国民健康保険法第82条第1項及び地方公営企業法第4条の規定の一文を明記する必要があったためでございます。改正の内容につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（加計雅章） これをもって提案理由の説明を終わります。以上4件については、後日、審議、採決を行います。暫時休憩をいたします。11時10分より再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 58分 休憩

午前 11時 10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） 再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 11 議案第 55 号 北広島町中小企業・小規模企業振興基本条例から

日程第 17 議案第 61 号 北広島町コミュニティ施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

○議長（加計雅章） 日程第 11、議案第 55 号、北広島町中小企業・小規模企業振興基本条例から、日程第 17、議案第 61 号、北広島町コミュニティ施設設置及び管理条例の一部を改正する条例までの 7 議案を一括議題とします。以上、7 議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは議案第 55 号から議案第 61 号について一括して概要を申し上げます。議案集の 54 ページをお願いします。議案第 55 号、北広島町中小企業・小規模企業振興基本条例について説明します。本案は、本町中小企業・小規模企業の振興の重要性に鑑み、関係者が連携・共同して地域の産業及び経済の発展を促し、住民生活の向上を図るため、条例の制定について町議会に提案するものです。58 ページをお願いします。議案第 56 号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、識見を有するものに対する報酬に対応するため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。次に、60 ページをお願いします。議案第 57 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、条例整備を行う必要があるため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。64 ページをお願いします。議案第 58 号、北広島町情報通信施設の設備及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、きたひろネット加入促進を目的として、引込み工事費自己負担額の軽減を図るため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。66 ページをお願いします。議案第 59 号、北広島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行され、同基準に規定するみなし保育士に准看護師が追加されたため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。69 ページをお願いします。議案第 60 号、千代田開発センターの設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、千代田開発センターを指定管理施設として、管理運営を行うことができるようにするため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。72 ページをお願いします。議案第 61 号、北広島町コミュニティ施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、旧南方小学校の跡地利用として、グラウンドをコミュニティ施設として位置づけ、指定管理者制度を導入するため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。以上、詳細については、各担当から説明いたします。

○議長（加計雅章） 商工観光課長補佐。

○商工観光課長補佐（沼田真路） 議案第 55 号、北広島町中小企業・小規模企業振興基本条例を制定することについて、商工観光課からご説明申し上げます。議案集 54 ページをご覧ください。中小企業・小規模企業の振興について、基本理念や町等の責務、役割を明らかにし、必要

な施策を総合的に推進していく拠り所とするため条例を制定するものです。条例は、目的、定義、基本方針、基本的な施策の方向、町の責務、関係者の役割、産業振興会議の設置という全11条で構成しております。この条例の目的につきましては、北広島町の発展に果たす重要な役割を中小企業・小規模企業が担っていることに鑑み、中小企業・小規模企業の振興について、基本となる事項を定め、中小企業・小規模企業の成長発展及びその持続的発展が図られる総合的な施策を推進するとともに、町民、事業者、経済団体等及び町がそれぞれの役割を明確にし、相互理解を深め、町民の暮らしと調和した地域産業及び地域経済の発展を促し、もって住民生活の向上を図ることとしております。条例の内容を簡単に説明いたします。議案集55ページをご覧ください。第3条で定める基本方針に基づき、第4条で規定する基本的施策について、町及び関係団体で取り組むこととしており、具体的には議案集57ページの第11条にあります産業振興会議において審議し、取り組むこととしております。第5条から第9条については、町の責務及び各団体の役割を定義しております。以上が条例制定に当たっての提案の理由でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） それでは、議案第56号から58号まで、総務課のほうから説明をさせていただきます。まず、議案第56号でございますが、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。改正点は、下の表、別表第1の囲みの中を左側のほうをご覧ください。識見を有する者のうちから選任された委員、識見を有する者とは学問上の見識を持ち豊かな生活経験がある方、例といたしまして、大学教授、弁護士等、を挙げさせていただいております。この条項を加えるものでございます。続きまして、議案集60ページをご覧ください。議案第57号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。地方公務員法が改正をされ、地方公務員給与における職務給の原則を一層徹底させようとする観点から、職員の職務を給料表の各等級に分類する際の具体的な基準となる等級別基準表を給与に関する条例で定めることとしたものでございます。これまでは規則で定めていたものを条例化するという内容になります。条項といたしましては、第4条の3、その職務の分類の内容は、規則で定める、を、その分類の基準となるべき職務の内容は、等級別基準職務表、別表第7から別表第12、に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度に応じ、それぞれの職務の級に分類されるものとする、を加えるものでございます。別表につきましては、第6表の次に別表7から12までを加えるものでございます。続いて、議案集の64ページをお開きください。議案第58号、北広島町情報通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。北広島町情報通信施設の設置及び管理に関する条例の第14条、工事の費用負担に関するものを改正をお願いするものでございます。これまで引込工事にかかる工事費の2分の1の額を、加入者の負担とし、その額が10万円を超える場合には、加入者負担は10万円、10万円を限度額としていたものを2万円とし、さらに、別に定めるところにより、一部又は全部を減免することができるものとするというふうに変更をするものでございます。きたひろネットの加入促進を目的としての条例の改正を行うものでございます。以上で、総務課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加計雅章） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 続きまして、議案第59号、北広島町家庭的保育事業等の設備及び運営

に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、福祉課からご説明をさせていただきます。議案は、66ページから68ページでございます。今回提案をしました条例は、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成27年4月1日に施行され、同基準を引用している本条例の一部改正が必要となったためでございます。提案しました一部改正条例は、条文中の各条において、保育士とみなすことができる職種に准看護師を追加するものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加計雅章） 商工観光課長補佐。

○商工観光課長補佐（沼田真路） 議案第60号、千代田開発センターの設置及び管理条例の一部を改正する条例改正案について、商工観光課からご説明申し上げます。議案集69ページをご覧ください。当該施設について、指定管理施設として管理運営が可能となるよう第17条を追加しております。また、利用料金については、第18条において、指定管理者の収入として収受させることができるものとし、利用料金の額は、別表のとおりとしております。なお、昨年度実施しました耐震リニューアル工事により、別表のとおり、室名の変更等を行っております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加計雅章） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木直彦） 議案第61号、北広島町コミュニティ施設設置及び管理条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。北広島町コミュニティ施設設置及び管理条例の別表1から3に南方コミュニティ広場、南方地区夜間照明を加えるものでございます。これは、旧南方小学校の跡地利用として、グラウンドをコミュニティ施設として位置づけ、指定管理者制度を導入するため、条例の一部改正について町議会に提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加計雅章） これをもって提案理由の説明を終わります。以上、7議案については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第62号 指定管理者の指定についてから

日程第21 議案第65号 財産の取得について

○議長（加計雅章） 日程第18、議案第62号、指定管理者の指定についてから、日程第21、議案第65号、財産の取得についてまでの4議案を一括議題とします。以上、4議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは議案第62号から議案第65号について一括して概要を申し上げます。議案集の74ページをお願いします。議案第62号、指定管理者の指定について説明します。本案は、公の施設の管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせる目的で、指定管理者を指定するため、町議会の議決を求めるものです。議案集の75ページをお願いします。議案第63号、訴えの提起について説明します。本案は、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、町議会の議決を求めるものです。76ページをお願いします。議案第64号、財産の処分について説明します。本案は、利用等の計画が見込まれない財産の利活用を図るため、売却

することについて議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、町議会の議決を求めるものです。77ページをお願いします。議案第65号、財産の取得について説明します。本案は、財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、町議会の議決を求めるものです。以上、詳細については各担当から説明いたします。

○議長（加計雅章） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木直彦） 議案第62号、指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

南方コミュニティ広場及び南方地区夜間照明につきまして、施設の管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせる目的で指定管理者を指定するために町議会の議決を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加計雅章） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） それでは、議案第63号、訴えの提起につきまして、財政課からご説明を申し上げます。議案書は75ページをお願いいたします。まず、1点目、訴えの相手方は、議案書に記載のとおりでございます。2、次に、訴えの提起の理由でございますけれども、相手方は、平成9年から平成18年まで町有建物を使用し、土壌改良剤の製造、販売等の事業を行っていましたが、法人を解散することなく、代表取締役が所在不明となり、操業を停止したまま現在に至っております。この間、同人の所在が判明したことから、建物使用協定に定める維持管理費の支払いを怠ったことによる本協定の解除を行い、建物内の動産などの撤去を求めてまいりましたが、相手方が履行しないため、訴訟を提起するものでございます。次に、請求の要旨でございます。1、相手方所有の動産等を撤去の上、建物を明け渡すこと。2、建物使用協定に定める未納となっております平成18年から平成20年までの維持管理費合計32万4000円の支払いを求める。3、建物使用協定解除後の損害金の支払い、これにつきましては、仮に別の方がこの町有建物を賃貸借の希望があった場合、放置されております動産が支障となり使用に供することができないため、建物使用協定解除日から、建物の明け渡しができるまでの間の損害金でございます。以上3点について請求をするものです。なお、本建物が現在事業執行中であります町道改良事業用地内に所在していること、また、建物の老朽化によります近隣住民への被害防止を図る観点から、今回整理を行うものでございます。続きまして、議案書の76ページをお願いいたします。議案第64号、財産の処分についてご説明いたします。1、財産の種類は土地でございます。2、財産の所在は、北広島町阿坂字雨堤11887番1、山林2万6106平米ほか隣接地で合計6筆、2万7648平米。3、売却金額は770万7532円。4、売却の相手方は、東京都中央区築地1丁目3番7号、岳南建設株式会社、代表取締役社長内田哲也でございます。位置図を資料として机上に配付しておりますので、あわせてご覧ください。豊平地域のゆりかご荘前から今吉田に至ります町道水入線沿いの用地でございます。本案は、合併前の旧豊平町が平成14年に取得していた土地などを周辺の山林等とともに今回売却するもので、相手方である同社は、国内の電力会社に送電設備工事及び保守を行っている法人でありまして、社員の技能研修施設の設置や資材置き場として利用するため、払い下げの要望を受け、今回処分をするものでございます。また、売却金額につきましては、北広島町普通財産売却事務取扱規程に基づき、固定資産評価額を基礎とし、算定を行っております。なお、敷地内にゆりかご荘への水道施設が存在しておりますが、分筆を行うとともに、支障となります水道管を移設した上で売却することにしております。以上、遊休地の利活

用による地域経済の活性化を図るため財産を処分することにつきまして、ご理解の上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加計雅章） 消防長。

○消防長（田辺弘司） 議案集77ページをお願いいたします。議案第65号、財産の取得について、消防本部からご説明いたします。物件名、高規格救急自動車、納入場所、北広島町消防本部、買入れ価格3348万円、契約の相手方、広島県山県郡北広島町本地163番地1、株式会社ニッショウ、代表取締役砂原哲也。納入期限、平成29年2月28日。本案は、現在、本署にあります高規格救急自動車の老朽化による更新でございまして、5月11日、町内業者3社を指名し、3社による入札を行ったものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加計雅章） これをもって提案理由の説明を終わります。以上4議案については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第66号 平成28年度北広島町一般会計補正予算（第1号）から

日程第26 議案第70号 平成28年度北広島町豊平病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（加計雅章） 日程第22、議案第66号、平成28年度北広島町一般会計補正予算第1号から、日程第26、議案第70号、平成28年度北広島町豊平病院事業会計補正予算第1号までの5議案を一括議題とします。以上、5議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第66号から議案第70号について、一括して概要を申し上げます。別冊の平成28年度補正予算書をお願いします。議案第66号、平成28年度北広島町一般会計補正予算第1号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2000万円を追加し、予算の総額を149億4000万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、地方創生交付金事業の追加による定住促進及び地域活性化、消費税引き上げに伴う低所得者、高齢者への負担軽減のための臨時福祉給付金支給事業、基幹集会所新築事業の追加による地域振興の推進など、新たに緊急性、かつ必要性の認められる事業を実施するための補正を行っております。また、債務負担行為補正は、第2表に追加1件を、地方債補正は、第3表に目的別に計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第67号、平成28年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第1号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、予算の総額を24億1100万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、広域化に伴うシステム改修費などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第68号、平成28年度北広島町介護保険特別会計補正予算第1号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2700万円を追加し、予算の総額を28億2700万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、平成27年度介護給付費負担金などの精算による国県補助金、支払基金への返還金などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第69号、平成28年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第1号です。本案は、既決の予算総額に変更はありませんが、指定管理内容変更に伴う所要の調整を行っております。次に、別冊の北広島町豊平病院事業会計補正予算書をお願いします。議案第70号、平成28年度北広島町豊平病院事業会計補正予算第1号です。

本案は、収益的支出において、既決の支出予定額に2170万円を追加し、支出予定額を4億1370万6000円とし、資本的支出において、既決の支出予定額に2594万8000円を追加し、支出予定額を8405万4000円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、医療機器整備委託料及び手術室の改修工事費などの追加に伴う補正を行っております。以上、各会計の詳細については、各担当から説明をいたします。

○議長（加計雅章） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） それでは、まず、議案第66号、平成28年度北広島町一般会計補正予算第1号につきまして、財政課のほうから説明をさせていただきます。事前に配布しております資料の平成28年度6月補正予算の概要及び主要施策をご覧ください。初めに、見開きの左のページをご覧ください。今回の補正におきましては、一般会計の補正額は2億2000万円の増額補正で、補正後の予算額は149億4000万円となります。編成上のポイントとしましては、地方創生交付金事業の追加、臨時福祉給付金による消費税引き上げに伴う低所得者や高齢者への負担軽減、基幹集会所新築事業の追加などがございます。なお、本年3月に議決をいただきました地方創生加速化交付金事業、田園空間ライフスタートアップ事業、ふるさと夢プロジェクト事業などの2事業につきましては、財源の調整や事業の拡充等による再予算化をしておりますので、ご了承のほどお願いをいたします。中段から下段にかけては、一般会計、特別会計の当初予算からの補正の状況を掲載しております。右のページをご覧ください。6月補正におけます主要な施策を掲載しております。なお、表中右端に予算書計上のページを記載しておりますので、後ほど予算書と一緒にご覧いただければと思います。まず、町民の立場に立ち、町民と共に進めるまちづくりでは、長期総合計画策定事業費に59万円、熊本地震に係る災害見舞金として15万円を、地域の特性を生かした地域づくりでは、仮称戸谷基幹集会所新築事業費に7667万円、田園空間ライフスタートアップ事業費2160万円、空き家情報データベース化業務委託料400万円、大朝町民体育館耐震補強等実施設計委託料1037万円を、産業・経済の活性化では、ふるさと投資構築事業費342万円、豊平そぼ荷受乾燥施設整備補助金305万円を、高齢者・障がい者などにやさしいまちづくりでは、臨時福祉給付金支給事業に5513万円を、若者・子育て世代に魅力的なまちづくりでは、小中一貫教育推進事業費、地元高等学校支援補助金、ふるさと夢プロジェクト事業に合計1142万円を、また、中学校クラブ活動送迎委託料に40万円を、郷土芸能・文化財・自然などを生かした観光の戦略化では、山麓庵屋根ふきかえ事業費に183万円を、その他としまして、災害等緊急時支出対応に予備費162万円を計上しております。なお、この一覧表中に、※印で番号を付記しております事業につきましては、裏面に、これらの事業目的、事業概要などを説明した資料を添付しておりますので、後ほどご覧ください。次に、補正予算書の第2表及び第3表をご覧ください。議案ページから2枚目となります。第2表に債務負担行為の追加としまして、南方コミュニティ広場、南方地区夜間照明、指定管理料を平成29年度から平成32年度まで、限度額8万4000円を計上しております。また、第3表に地方債補正を計上しており、補正後の借入限度額総額で13億9450万円とするもので、一般単独事業債220万円、合併特例債980万円及び過疎対策事業債につきまして、1億1600万円を追加し、合計1億2800万円を増額をするものです。以上で、財政課からの説明を終わります。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 続きまして、議案第67号、平成28年度、北広島町国民健康保険特別会計補正予算第1号につきまして、町民課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書1ページと2ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費を130万5000円増額し、3520万8000円とするものです。内訳は、国民健康保険管理運営事業の13節委託料を130万5000円増額するものです。これは、国民健康保険法の改正により、国保広域化に伴う国保システム改修のための委託料でございます。このため、歳出予算総額の調整としまして、12款1項1目予備費を30万5000円減額し、514万4000円とするものです。次に、歳入の事項別明細書1ページと2ページをお願いいたします。3款2項1目財政調整交付金の2節特別調整交付金を130万5000円増額し、1億2001万5000円とするものです。このため、歳入予算総額の調整としまして、9款2項1目財政調整基金繰入金を30万5000円減額し、8874万6000円とするものでございます。以上で、町民課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（加計雅章） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 議案第68号、平成28年度北広島町介護保険特別会計補正予算第1号について、保健課からご説明申し上げます。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出の1・2ページをご覧ください。5款1項1目介護給付費準備基金積立金の積立金を74万円増額し、97万1000円にするものでございます。これは27年度決算見込みによる増額でございます。7款1項1目第1号被保険者保険料還付金でございます。亡くなられた方の保険料の還付でございますが、過年度分の金額が確定したため、不足分30万9000円増額し、55万9000円にするものです。2目償還金でございます。2595万1000円増額し、2595万2000円にするものです。これは介護給付費負担金等の返還金で、平成27年度事業精算に伴う決算見込みによるものでございます。次に、歳入の部の1・2ページをご覧ください。4款1項1目介護給付費交付金を189万9000円増額し、7億4585万9000円とするものです。これは27年度介護給付費支払基金の精算に伴う決算見込みによる追加交付金でございます。次の7款1項4目低所得者保険料軽減繰入金でございます。11万5000円増額し、412万9000円とするものです。これは保険料を軽減した額の過年度分精算によるもので、一般会計に繰り入れをさせていただくものです。軽減した保険料のうち、その2分の1は国から、また、4分の1は県から追加交付されます。これは一般会計に、国からは民生費国庫負担金へ5万7000円、また、県からは民生費県負担金として2万8000円交付されます。次の8款1項1目の繰越金でございます。平成27年度介護給付費及び地域支援事業費及び介護保険還付金の決算見込みにより、2498万6000円増額するものでございます。保健課からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） それでは情報基盤整備特別会計補正予算第1号につきまして、総務課から説明させていただきます。事項別明細、歳出の1ページ、2ページをご覧ください。歳入歳出とも金額の増減はございません。2ページのほうをご覧ください。委託料の項、1124万4000円、内訳といたしまして、情報通信施設指定管理料46万円、伝送路保守委託料1078万4000円、原材料費、マイナスでございます、1124万4000円でございます。これは伝送路の支障移転に対応するために指定管理の見直しを行った結果でございます。ご審議のほうよろしくお願いをいたします。以上でございます。

○議長（加計雅章） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 議案第70号、平成28年度北広島町豊平病院事業会計補正予算第1号について、保健課からご説明申し上げます。予算に関する説明書の2ページの実施計画及び6ページの予算書説明書関連です。まずは、2ページをご覧ください。収益的収入です。1款の病院事業収益についてです。28年度当初予算においては、4月1日以降の収入支出は指定管理者で経理をするため、指定管理委託料及び医療機器整備委託料として3億9200万6000円を計上しておりましたが、28年3月診療分までの診療報酬の収入については、病院事業会計で処理することが経理上適切と判断し、収入として補正予算で計上することとしました。また、外来窓口での文書料と指定管理の対象外の医師・職員住宅の使用料についても、今回、病院事業会計の収入に計上しました。1項1目入院収益900万円、2目外来収益1020万円、3目その他医業収益50万円、50万円の内訳は、文書料として28年4月から1年間分40万円と、平成28年3月の予防接種料10万円を計上しております。4目訪問看護収益10万円、5目通所リハビリ収益150万円を計上させていただき、1項の医業収益の合計が2130万円となります。2項の医業外収益にその他医業外収益として、医師・職員住宅使用料に40万円を計上させていただき、病院事業収益の合計2170万円を増額させていただきます。1款病院事業収益の補正後金額は4億1370万6000円となります。次に、収益的支出です。当初予算では、指定管理料3億1400万円と医療機器整備委託料905万円を経費として、3億2305万円を計上しておりましたが、修繕費及び委託料等で2170万円を補正増とさせていただきます。詳しくは、6ページをご覧ください。委託料、MRI導入によるリース料、医師住宅浄化槽の維持管理法定検査料及び3月末までの経費で、4月以降に請求のあった委託料779万円を計上しております。修繕費、病院設備の貯水槽の修理費用、脱臭機、空調設備の更新及び医師・職員住宅の修繕1351万円を計上しております。運営交付金、外来窓口での文書料、収入分を指定管理者へ交付する40万円を計上しております。2ページにお戻りください。資本的支出です。MRI導入に係る設備改修工事費及び手術室の改修工事として2594万8000円を計上させていただいております。資本的収入との差し引き不足分2594万8000円は、過年度損益勘定留保資金で補填をさせていただきます。以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加計雅章） これをもって提案理由の説明を終わります。以上、5議案については、後日、審議、採決を行います。先ほどの報告事項について答弁を許します。総務課長。

○総務課長（古川達也） 先ほどの債権放棄のきたひろネット分の中身でございますけれども、3件ございます。死亡、相続放棄1件、自己破産1件、生活保護1件でございます。以上でございます。

○議長（加計雅章） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これで散会いたします。次の本会議は14日の一般質問となっております。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 59分 散会

~~~~~ ○ ~~~~~